

○宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例

平成十六年三月二十三日

宮城県条例第三十八号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第十四項から第十六項までの規定に基づき、宮城県議会議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するため、宮城県議会(以下「議会」という。)における会派(以下「会派」という。)又は会派に所属しない議員(以下「無会派議員」という。)に対する政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第二条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象等)

第三条 政務活動費は、会派(二人以上の議員で構成されることを要する。以下同じ。)又は無会派議員に対して交付するものとする。

2 政務活動費の交付については、同一議員について重複して算定の基礎とすることができない。

(会派に係る政務活動費)

第四条 会派に係る政務活動費は、月額三十五万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を当該会派に対し交付するものとする。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは所属会派からの離脱又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の会派に対する政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

(無会派議員に係る政務活動費)

第五条 無会派議員に係る政務活動費は、月額三十五万円を月の初日に在職する無会派議員に対し交付するものとする。

- 2 月の途中において、無会派議員の任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは会派への所属又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の無会派議員に対する政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

- 第六条 議員が会派を結成し、会派が、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、当該代表者は、別に定める様式により会派届を議長に提出しなければならない。
- 2 前項の会派届(所属議員名簿を含む。)の内容に異動が生じたときは、当該会派の代表者は、別に定める様式により、会派異動届を議長に提出しなければならない。
 - 3 会派に所属する議員が当該会派を離脱するときは、別に定める様式による会派離脱届を議長及び所属する会派の代表者に提出するものとする。
 - 4 会派を解散するとき又は会派に係る政務活動費の交付を辞退するときは、当該会派の代表者は、別に定める様式により、会派解散等届を議長に提出しなければならない。
 - 5 第二項の会派異動届又は第三項の会派離脱届の提出により会派に所属する議員が一人又は不存在となった場合は、当該会派は解散したものとみなす。

(無会派議員の届出)

- 第七条 無会派議員が、無会派議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、別に定める様式により無会派議員届を議長に提出しなければならない。
- 2 無会派議員が、あらたに会派に所属するとき又は無会派議員に係る政務活動費の交付を辞退するときは、別に定める様式により無会派議員異動届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

- 第八条 議長は、第六条第一項の会派届の提出のあった会派及び前条第一項の無会派議員届の提出のあった無会派議員について、毎年度四月十日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。
- 2 議長は、年度途中において、第六条第一項の会派届、同条第二項の会派異動届、同条第三項の会派離脱届若しくは同条第四項の会派解散等届又は前条第一項の無会派議員届若しくは同条第二項の無会派議員異動届が提出されたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定等)

第九条 知事は、前条第一項の規定による通知に係る会派及び無会派議員について、速やかに政務活動費の交付決定を行い、会派の代表者及び無会派議員に通知しなければならない。

- 2 知事は、年度途中において前条第二項の規定による通知があり、あらたに政務活動費を交付し、又は既に交付決定した政務活動費の額を変更する必要がある場合は、当該通知に係る会派又は無会派議員について、速やかに政務活動費の交付決定又は変更交付決定を行い、当該会派の代表者又は当該無会派議員に通知しなければならない。無会派議員の辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合も同様とする。

(政務活動費の請求及び交付)

第十条 会派の代表者及び無会派議員は、前条第一項の規定による交付決定の通知を受けた後、上半期分については四月二十日(その日が県の休日(宮城県の休日を定める条例(平成元年宮城県条例第十号)第一条第一項に規定する休日をいう。以下同じ。))に当たるときはその翌日)までに、下半期分については十月五日(その日が県の休日に当たるときはその翌日)までに、別に定める様式により当該半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、各半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 前項の規定は、各半期の途中において、前条第二項の規定による交付決定があった場合に準用する。この場合において、「前条第一項」とあるのは「前条第二項」と、「上半期分については四月二十日(その日が県の休日(宮城県の休日を定める条例(平成元年宮城県条例第十号)第一条第一項に規定する休日をいう。以下同じ。))に当たるときはその翌日)までに、下半期分については十月五日(その日が県の休日に当たるときはその翌日)までに」とあるのは「速やかに」と、「当該半期に属する月数分」とあるのは「会派届又は無会派議員届が提出された日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)から当該半期の最後の月までの月数分」と読み替えるものとする。
- 3 各半期の途中において前条第二項の規定により政務活動費の増額の変更交付決定の通知を受けた会派は、当該半期において交付を受けるべき政務活動費の額から当該半期において既に交付を受けた政務調査費の額を控除した額に相当する額を請求するものとする。
- 4 知事は、第一項(第二項において準用する場合を含む。)及び前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(会派及び議員の責務)

第十一条 会派及び議員は、政務活動費をその交付の目的に沿って適正に使用するとともに、その使途の透明性を確保することにより、県民に対して説明責任を果たさなければならない。

2 会派は、政務活動費の適正な使用を確保するため、政務活動費の使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない。

(政務活動費経理責任者等の責務)

第十二条 会派の政務活動費経理責任者又は無会派議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、当該支出の内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、当該政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して六年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等)

第十三条 会派の代表者又は無会派議員は、政務活動費に係る収入及び支出について、別に定める様式により、次に掲げる事項を記載した収支報告書を、年度終了日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

- 一 当該年度に交付を受けた政務活動費の総額
- 二 別表に掲げる経費ごとの支出額及びその主な内訳
- 三 前号の支出額の合計額
- 四 第一号の額から前号の額を控除して得られる残余の額

- 2 政務活動費に係る支出額については、実費に代えて、議長が別に定める方法により算定した額によることができる。
- 3 議長は、前項のほか、支出額の按分方法その他の政務活動費に係る支出額の計算について必要な事項を定めることができる。
- 4 会派の代表者は、当該会派の解散（第六条第五項の規定により解散したものとみなす場合を含む。）又は議員の任期満了若しくは議会の解散に伴い、当該会派が消滅した場合には、第一項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、当該会派が消滅した日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。
- 5 無会派議員は、当該無会派議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは会派への所属又は議会の解散により無会派議員でなくなった場合には、第一項の規定にかかわらず、当該無会派議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、当該無会派議員でなくなった日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。
- 6 無会派議員が死亡した場合は、当該無会派議員の相続人は、第一項の規定にかかわらず、当該無会派議員が死亡した日の属する月までの収支報告書を、死亡した日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

- 7 第一項及び第四項から第六項までの規定による収支報告書の提出は、政務活動の主な実績を記載した実績報告書、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えてしなければならない。
- 8 前項の場合において、領収書その他の証拠書類を取得することが困難な場合にあつては、別に定める様式による支払証明書をもってこれに代えることができる。
- 9 会派の代表者（当該会派が消滅した場合にあつては、当該会派の代表者であつた者）又は無会派議員（当該無会派議員が無会派議員でなくなった場合にあつては、当該無会派議員であつた者。次項、第十四条第二項から第四項まで並びに第十六条第三項、第四項及び第六項において同じ。）は、第一項、第四項及び第五項の規定により提出した収支報告書を修正するときは、議長が別に定めるところにより、当該修正に係る報告書（以下「修正報告書」という。）を議長に提出しなければならない。
- 10 無会派議員が死亡した場合は、当該無会派議員の相続人は、第一項、第五項及び第六項の規定により提出した収支報告書を修正するときは、議長が別に定めるところにより、修正報告書を議長に提出しなければならない。
- 11 第九項及び前項の規定による修正報告書の提出は、第七項及び第八項に規定する実績報告書、証拠書類の写し及び支払証明書のうち、当該修正報告書に係るものを添えてしなければならない。

（電子情報処理組織を使用する方法による提出）

- 第十三条の二 前条に規定する収支報告書、修正報告書、実績報告書、証拠書類の写し及び支払証明書（以下この条において「収支報告書等」という。）の提出を電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と収支報告書等を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。この場合において、当該収支報告書等の提出は、前条の規定により書面により行われた収支報告書等の提出とみなす。
- 2 前項前段の規定により行われた収支報告書等の提出は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

（議長の調査）

- 第十四条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、第十三条の規定により収支報告書又は修正報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

- 2 議長は、前項の調査の結果必要があると認めるときは、会派（当該会派が消滅した場合にあっては、当該会派は存続しているものとみなす。次項、第四項及び第十六条第三項から第五項までにおいて同じ。）又は無会派議員（当該無会派議員が死亡した場合にあっては、当該無会派議員の相続人。次項及び第四項において同じ。）に対し是正等の措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。
- 3 前項の規定による勧告を受けた会派又は無会派議員が正当な理由なく当該勧告に応じない場合は、議長は、理由を付した文書によって前項の措置を命ずることができる。
- 4 議長は、前項の規定による命令を行う場合には、当該会派又は無会派議員に対して十分な弁明の機会を与えなければならない。
- 5 第三項の規定による命令があった場合には、当該収支報告書又は修正報告書は、当該命令の内容に従って修正されたものとみなす。

（収支報告書等の写しの送付）

第十五条 議長は、第十三条の規定により提出された収支報告書又は修正報告書を適正と認める場合は当該収支報告書又は修正報告書の写しを、前条第三項の規定による命令を行った場合は当該命令の書面の写しを添えて当該収支報告書又は修正報告書の写しを知事に送付するものとする。

（政務活動費の返還）

第十六条 各半期の途中において、第九条第二項の規定により政務活動費の減額の変更交付決定の通知を受けた会派又は無会派議員は、当該半期において既に交付を受けた政務活動費の額から当該半期において交付を受けるべき政務活動費の額を控除した額に相当する額を速やかに返還しなければならない。

- 2 各半期の途中において、会派が消滅したときは当該会派の代表者であった者が、無会派議員が無会派議員でなくなったときは当該無会派議員であった者が、それぞれ当該会派が消滅した日又は当該無会派議員が無会派議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費で当該半期において既に交付を受けたものを速やかに返還しなければならない。
- 3 会派又は無会派議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は無会派議員がその年度において行った政務活動費による支出（第二条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った適正な支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。
- 4 知事は、前三項の規定による返還がなされないときは、当該返還に係る会派又は無会派議員に返還を命ずることができる。

- 5 会派に対して交付された政務活動費に係る前各項の規定による返還については、当該会派に所属する議員が連帯して責任を負うものとする。
- 6 無会派議員に対して交付された政務活動費に係る第一項から第四項までの規定による返還については、当該無会派議員が死亡した場合にあっては、当該無会派議員の相続人が返還するものとする。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

- 第十七条 第十三条の規定により提出された収支報告書、修正報告書、実績報告書、証拠書類の写し及び支払証明書（以下「収支報告書等」という。）は、これを受理した議長において、当該収支報告書等に係る政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して六年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 何人も、議長に対し、議長が別に定めるところにより、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。
 - 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号）第八条の非開示情報（次項において「非開示情報」という。）を除き、閲覧に供するものとする。
 - 4 議長は、別に定めるところにより、収支報告書等に記載されている情報のうち、非開示情報を除き、インターネットの利用により公表するものとする。

(透明性の確保)

- 第十八条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

- 第十九条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

(令和二年度における政務活動費の月額の特例)

- 3 会派又は無会派議員に係る政務活動費の月額は、令和二年七月一日から令和三年三月三十一日までの間に係るものに限り、第四条第一項及

び第五条第一項中「三十五万円」とあるのは、「二十九万七千五百円」とする。

(令和三年度における政務活動費の月額の特例)

- 4 会派又は無会派議員に係る政務活動費の月額は、令和三年四月一日から同年九月三十日までの間に係るものに限り、第四条第一項及び第五条第一項中「三十五万円」とあるのは、「二十九万七千五百円」とする。

別表(第二条関係)

経費	内容
調査研究費	会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への議員及び会派又は議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派又は議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費

附 則(平成二〇年条例第五五号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成二十年九月一日から適用する。

附 則(平成二五年条例第三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前

に改正前の宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年条例第一号）

（施行期日）

- 1 この条例中第十一条（見出しを含む。）の改正規定及び第十七条第二項の改正規定は公布の日から、第十七条の改正規定（同条第二項に係る部分を除く。）は平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第十七条第四項の規定は、平成二十九年四月一日以降に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年条例第四五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第十二条及び第十七条第一項の規定は、平成二十四年度に交付された政務調査費及び平成二十五年度以降に交付された政務活動費について適用し、平成二十三年度以前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和二年条例第四二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 知事は、改正後の宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）附則第三項の規定により、既に交付決定した政務活動費の額を変更する必要がある場合は、速やかに政務活動費の変更交付決定を行い、会派の代表者又は無会派議員に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による変更交付決定を受けた会派の代表者及び無会派議員が令和二年度の下半期分の政務活動費を請求する場合における新条例第十条第一項の規定の適用については、同項中「交付決定」とあるのは「交付決定（宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（令和二年宮城県条例第42号。以下この項において「一部改正条例」という。）附則第二項の規定による変更交付決定があった場合にあっては当該変更交付決定）」と、「政務活動費を請求するものとする」とあるのは「政務活動費を請求するものとし、かつ、令和二年度下半期分の政務活動費については、既に交付を受けた令和二年度上半期分の政務活動費の額から一部改正条例附則第二項の規定による変更交付決定（当該変更交付決定後に第九条第二項の規

定による変更交付決定があった場合においては当該変更交付決定)後の令和二年度上半期分の政務活動費の額を控除した額に相当する額を令和二年度下半期分の政務活動費の額から控除して請求するものとする。」とする。

附 則 (令和三年条例第二号)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年条例第三号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年条例第一号)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。